

大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第43号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則

大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年大和市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

- (3) 居宅要介護被保険者であって、要介護認定を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、前条第1号ア（イ）に掲げるサービスを受けていたもののうち、要介護認定を受けた日以後も継続的に当該サービスを受けるもの（市長が必要と認める者に限る。）

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。